第十七条第六項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

第十九条第六項中「同規則第八改訂版補足第二改訂版」を「同規則第八改訂版補足第三改訂版」に改める。

第二十八条第百十七項第一号ロ、第二十九条第六項、第十項、第十三項及び第十九項、第三十条第六項、第九項、第十一項、第十二項及び第十五項、第三十一条第七項、第八項及び第十項、第三十二条第八項、第十項及び第十一項、第三十三条第七項から第九項まで、第三十四条第五項、第三十五条第十一項から第十三項まで、第三十六条第五項から第七項まで、第三十七条第十項、第十二項及び第十三項、第三十八条第九項から第十一項まで、第三十九条第九項から第十一項まで、第四十条第六項から第八項まで、第四十一条第五項及び第六項、第四十一条の三第八項及び第九項、第四十二条第十一項、第十三項及び第十四項、第四十三条第八項、第十項及び第十一項、第四十四条第一項第三号及び第十二項から第十四項まで、第四十五条第十三項、第十六項、第十八項及び第十九項、第四十七条第八項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三並びに第五十条第一項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

（道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領の一部改正）

第五条　道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領（平成十七年国土交通省告示第八百九十四号）の一部を次のように改正する。

二（二）中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

（自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部改正）

第六条　自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成十九年国土交通省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、同条第四号の表以外の部分中「指定又は承認」を「指定」に改め、同号の表を次のように改める。

自動車の種類	指定
型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る法第七十五条第一項の指定
一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該一酸化炭素等発散防止装置に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る法第七十五条の三第一項の指定

（道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部改正）

第七条　道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成十九年国土交通省告示第八百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に、「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（製造過程自動車の型式認定に関する規程の一部改正）

第八条　製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成二十六年国土交通省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号及び同条第五項第一号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百二十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一章柱書き中「以下「トラック」という」を「以下単に「事業用自動車」という」に、「実施し、指導及び監督を実施した」を「毎年実施し、その」に、「指導監督」を「指導及び監督」に、「保存する」を「3年間保存する」に改める。

第一章1中「トラック」を「事業用自動車」に改め、「貨物自動車運送事業法」の下に「（平成元年法律第83号）」を加える。

第一章2(1)中「トラック」を「事業用自動車」に、「交通事故が」を「交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が」に、「他の運転者」を「他の自動車の運転者」に改める。

第一章2(2)を次のように改める。

(2)　事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者に対する処分並びに当該交通事故における加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。

第一章2(3)中「トラック」を「事業用自動車」に、「を確認させるとともに、」を「並びに運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を確認させる。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部隅金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、」に、「実例」を「事例」に、「必要性を理解」を「必要性を確認」に改める。

第一章2(4)中「偏荷重が生じないような」を「道路法（昭和27年法律第180号）その他の軸重の規制に関する法令に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させるとともに、偏荷重が生じないような」に、「トラック」を「事業用自動車」に、「実例」を「事例」に改める。

第一章2(5)中「実例を説明するなどして」を「事例を説明すること等により」に、「トラックの制動距離及び安定性等」を「事業用自動車の制動距離、安定性等」に改め、「理解させる」の下に「とともに、過積載による運行を行った場合における貨物自動車運送事業者、事業用自動車の運転者及び荷主に対する処分について理解させる」を加える。

第一章2(6)中「（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第5号に規定されたものをいう。以下同じ。）」を削り、「消防法（昭和23年法律第186号）その他の危険物の規制に関する法令に基づき、」を「危険物（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第5号に規定する